

事 務 連 絡
令和7年9月30日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

「就労選択支援に関するQ&A VOL. 1
(令和7年9月5日)」の正誤について

平素より、障害保健福祉行政の推進に格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。
標記の件については、「就労選択支援に関するQ&A VOL. 1（令和7年9月5日）」を別紙のとおり訂正することとしますので、御了知の上、貴管内市町村等に対し、その周知徹底を図っていただく等、特段の御配慮をお願いします。

○ 「就労選択支援に関するQ&A VOL. 1（令和7年9月5日）」の訂正について

該当箇所	訂正後	訂正前
P. 5 問 5	（同一法人内実施主体の要件について） 問 5 ある就労移行支援事業所等（事業所A）を<u>実施主体の要件</u>として就労選択支援事業所の指定申請をする場合、当該事業所Aでは実施主体要件を満たしていないが、同一法人が運営する他の就労移行支援事業所等（事業所B）では実施主体要件を満たしている場合、事業所Aにおいても実施主体要件を満たすこととしてよいか。 （以下略）	（同一法人内実施主体の要件について） 問 5 ある就労移行支援事業所等（事業所A）を<u>実施主体として</u>就労選択支援事業所の指定申請をする場合、当該事業所Aでは実施主体要件を満たしていないが、同一法人が運営する他の就労移行支援事業所等（事業所B）では実施主体要件を満たしている場合、事業所Aにおいても実施主体要件を満たすこととしてよいか。 （以下略）